HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	臺灣に於ける内地系會社の土地所有と土地管理形態
Author(s)	根岸, 勉治
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 11, 99-126
Issue Date	1945-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10722
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_p99-126.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

臺灣に於ける內地系會社の土地所有と土地管理形態

根岸勉治

緒言

植民地を經營するに當り、土地制度は極めて重要な課題であり、特に植民者が農企業を經營する場合、土地制度に依り制限さるゝことが大である。植民者が農企同を經營する場合、本源的土地投資をなし、土地を所有して經營を行ふか、或は企業の安全性を獲得する範圍に於て土地に對し賃借の如く或る種の支配權を獲得するかは研究に値するものであるが、植民地開發上、植民者が土地所有者となり、企業經營をなさず、單純地代取得者となるは許さるべき事ではない。

臺灣に於ては人口が稠密であり、原住民は土地に對して執着力が強く、從つて植民者の土地獲得は困難である。臺灣は栽植植民地なるを以て、植民者が土地を所有せんとする場合、單なる地代取得者たらんとするのでなく、多くは農企業を經營せんがためである。然らば、臺灣に於ける土地制度は如何なる特殊性を有し、我が土地政策は資本主義的發展上如何なる役割を演じたか。而して內地人は如何なる方法にて土地を獲得し、これを支配してゐるか。臺灣に於ける內地人特にその中樞をなす內地系會社の土地所有關係並に土地管理形態に就き述べん

とするものである。

第一節　封建的土地關係解體と資本主義的基礎確立

植民地に於ける植民者活動の根本的基礎は土地獲得であるが、その土地獲得並に土地所有は栽植植民地と移住植民地では自らその趣を異にする。栽植々民地は集團的大面積を要するが、獲得不可能の場合には原料買收に依存する。移住民地では獲得單位は小面積であるが、土地所有は必要缺くべからざるものである。植民者は國有地拂下と民有地買收に依り土地を獲得するが、それには所有權の所在が明確になつてゐなければならない。特に原始的土地共有制の場合にはそれを分割して近代的私有制とすることが植民者土地所有の前提である。

臺灣は和蘭、鄭氏、清朝と幾變遷を經たるを以て、土地制度は複雜化し、就中、封建的大租戶制度があり、而も隱田多く、官民有地が明確を缺き、漢族は蕃族を「覇耕侵佔」したるを以て「劃界遷民」し、民蕃有地も混然たるものであつた。されば、臺灣總督府は明治三十一年乃至明治三十七年に亘り土地調査をなし、明治四十三年乃至大正三年に林野を調査し、大正四年乃至大正十四年には官有林野を整理し、大正十四年以來十五ケ年繼續事業として森林計畫事業を遂行せることは特筆すべき事業であり、臺灣を資本主義化せしむる基礎的工事である。斯く臺灣總督府が封建的土地制度を解體して土地所有權の所在を明確にし、これを確立せることは資本的企業家の進出を可能にし、臺灣資本主義化の前提をなせるものである。

第一項　封建的土地關係解體と耕地所有權確立

清朝時代豪族は土地開墾の權利を獲得して、これを大租を得て實際開墾經營者に貸與し、大租戶は地租を政府に納付する。小租戶は賃借地を小租戶を得て現耕個人に轉貸し、大租戶に小租を納付する。斯る封建的土地制度は權利關係が不明確で弊害多きを以て、劉銘傳は光緒十二年清賦事業を行ひ、土地丈量を爲して隱田を整理し、

小租戶を業主と認め、大租額を四割減とし、所謂「減四留六法」を採用した。劉銘傳は資本主義的開發の先驅をなしたが、成功するに至らなかつた。

領臺當時には百般の基礎が確立せず、土地に關する權利關係が明確を缺き、土地に資本を投じ、產業を開發するを得なかつた。臺灣總督府（兒玉總督、後藤長官）は明治三十一年周到な計畫に基いて人籍と地籍を調查し、特に土地調查は西部行政區域の地形、地目、開墾地所有者を調查し、七年間に五百二十二萬圓を以て、大租權を整理するに至つた。即ち明治三十七年律令を以て大租權を消滅し、大租權所有者に對して代金三百七十七萬九千四百七十九圓十六錢を公債及び現金にて補償した。而して公債受領者は利用法を知らざるを以て、三百二萬圓を臺灣銀行に賣却し、殘金を基本として彰化銀行及び嘉義銀行等を創設した。ここに地主資本の金融資本への轉換を見ることが出來る。

かく封建的大租小租關係を消滅し、小租戶を業主と確定し、土地所有關係を單一明確にした。これに依り地租は八十六萬七百六圓より二百九十八萬九千二百八十七圓となり、一躍二四七%增加した。かくて土地調查は西部田畑に關して地理地形を明にして治安上の便を得、隱田を整理して土地甲數を增加し、且つ大租權を消滅し、土地を增加して地租を改正增徵して財政上增收を得たばかりでなく、土地權利關係を明確にし、その取引を安全にして經濟的利益を招來した。この經濟的利益は要するに資本の誘引であり、我資本家の臺灣に於ける土地投資企業設立に安全性を與へたことである。竹越與三郎氏も其の著「臺灣統治志」に於て「內は田制を安全ならしめて外は資本家をして心を安んじて田園に放資せしむるに至るべければ其效果は永へに限なかるべし」と云つてゐる。かくて土地調查は臺灣資本主義化の前提であり、基礎工事であつた。蓋し、この土地政策は地租收入に重點を置き過ぎこれは增加せるも、內地農民移植のため、優良耕地を保留せざる等の非難はあるも日本植民史上顯著な成功の一と稱すべきである。

第二項　林野官民有權と林野拂下基礎規定

第一款　林野官民有權

總督府は土地調査に於て主として西部田園につき業主權を確定したるも林野には及ばなかつた。明治二十八年官有林野取締規則第一條に於て「所有權を證明すべき地券又は其他の確證なき山林原野はすべて官有とす」無主地國有主義を採用し、明治三十二年無主地を開墾するには官許を受くべきものと定めたが、其の後も無斷開墾が多きを以て、明治四十三年より五ケ年を費して林野を調査し、官民有權を分立且つ確定した。その結果、官民有地七十五萬一千九百九十六甲、民有地三萬一千二百二甲となつた。[註(1)]即ち林野を現場について測量調査し、其の大部分は素より所有權を認むべき證憑とするに足るものなき結果、官有地に査定せられたものであるが、同時に緣故關係を全然無視するを得ず、保管林制度を定めたのである。かくて林野調査は林野の大部分を官有と査定し、事業家に對する林野拂下の法律的及び經濟的基礎を與へた。[註(2)]

第二款　林野拂下基礎規定

かの林野調査に於ては官有地に於ても緣故關係をして相當保管料を徵收して經濟的に利用せしめたが、これでは林野行政上支障を生じ、林野の利用處分を不徹底にし、產業開發上面白からざるを以て、大正四年乃至大正十四年間に官有林野整理事業を行ひ、これら緣故關係者を一掃するに至つた。[註(3)]即ち官有林野を要存置林野と不要存置林野とに區分調査し、不要存置林野は調査の上、保管林者、無斷開墾者等緣故者の出願に對して拂下を行ひ、又豫約開墾成功地の賣渡を爲した。而して區分調査總面積は七十一萬七千八百三十五甲で、內要存置林野が三十一萬九千二百九十四甲、不要存置林野三十九萬八千五百四十甲であつた。不要存置林野中十九萬二千餘甲を緣故者に拂下げ、殘餘の不要存置林野二十萬六千甲をも拓殖上一般に開放するに至つた。[註(4)]かくて林野整理事業は官有地を取得せしめて林野の利用を增進せしめ、且つ從來屢々ありたる如く「夫等の土地を利用して官業を起し、或は

大規模の事業を經營する等の場合に於て種々の紛議を惹起し支障を來す」こと無きに至らしむるにあつた。かくて官有地は官業經營者若くは民間資本家への拂下の基礎を確實にし、資本家的企業の進出の途に備へた。

第三款　東部土地所有權確立

臺東、花蓮港兩廳下は未だ土地調査を行はず、林野調査に係る土地以外に蕃人が開墾せる土地が尠くなく、彼等は各蕃社毎に其の占有區域を有し、其の區域內は自己の所有と信じ、他人の侵入を許さざる慣習があり、蕃人占據區域として特殊性を有してゐた。然るに、近時蕃情の平穩に伴ひ、土地所有慾が發達したるを以て此の機を逸せず、地籍を調査するに至つた。即ち明治四十三年以前より占有し、開墾地として現に耕作せるものは從來の慣例を斟酌して開墾者に所有權を認め、開墾日尙淺きものは開墾者に拂下げて彼等の生活を安定にし、私有財産制度を設定した。(5)

第三項　森林計畫事業と蕃地進出基礎

かく土地調査は西部田園所有權を確立し、林野調査は林野の官民有を分ち、官有林野整理は林野及び東部田園所有權を明確にした。かくて臺灣全土は資本主義的企業に投ぜらるゝ準備が出來た。蓋し、資本主義は私有財産制の確立を以て必要不可缺の基礎と爲すが故である。然るに、土地所有權は確立せるも、官有林野として利用處分し得べき面積は四十萬甲を殘すに過ぎず、しかも其の中には地形地質上、經濟的に利用し得ず、又林野行政上民業に拂下げ得ざるものが多く、從つて資本家が進出し、經濟的に開發し得る餘地は林野調査地域を以てしては充分ならざることが明となつた。然るに、臺灣では林野總面積二百六十五萬甲中、百七十二萬甲は蕃界に存在するを以て、今や森林計畫事業の下に蕃界林野が調査、整理、施業せられ、國家資本及び民間資本の進出の途を拓かんとするに至れるは當然の勢である。

かくて總督府は大正十四年度より十五ケ年繼續事業として森林計畫事業をたて、㈠森林治水調査による治水上

及び國土保安上施業の要否決定、㈡區分調査による治水國土保安産業公益並に軍事上より見たる要不要林野の區分調査、㈢測量による面積及び地形の測定、㈣施業案編成調査による施業方法の決定を行ふことゝしたが、「近時新興産業の發達日に新にして林業の基本を確立するの要切なるに鑑み、愈々該事業達成の要を認め」昭和二年度に於て規模を擴張し期間を十箇年に短縮した。[註(6)]かくて理蕃政策上、高山蕃は山脚地に移住せしめられ、移動的燒畑農業より定着的集約經營に轉向し、山地開發政策は資本家的企業を山地に吸收し、土地利用度を向上せしめんとしてゐる。斯る蕃地への資本家的企業の進出の基礎は實に森林計畫事業に由來すると稱することが出來る。こゝに於て、臺灣全地域は所有權が確立し、官民有地が分立し、民蕃地が明確となり、資本主義的發展の基礎を確立するに至つた。

註（1）臺灣總督府―臺灣事情　昭和十三年度版　四八四頁
（2）矢內原忠雄―帝國主義下の臺灣　二四頁
（3）臺灣總督府內務局―臺灣官有林野整理報告書　二頁、二七頁
（4）臺灣總督府―臺灣事情　昭和十七年度版　八頁
（5）臺灣總督府內務局―臺灣官有林野整理事業報告書　三頁
（6）臺灣總督府―臺灣事情　昭和三年版　三五九頁

第二節　官公民有地と官有林野處分面積

第一項　官公民有地と田畑面積

臺灣の總土地面積は三百七十萬八千九百二十九甲にして國有地は二百五十二萬九千五百六十五甲（內蕃地百六十六萬二千三百五甲）、民有地は百十七萬九千三百六十四甲（內蕃地四千七百甲）である。即ち蕃地を分離して考察せば、國有地八十六萬七千二百六十甲、民有地百十七萬四千六百六十四甲、蕃地百六十六萬七千五甲となる。

國有地二百五十二萬九千五百六十五甲中、土地臺帳登錄地は三萬一千八百五甲（內官租地一萬八千七百四十七甲）で田九千百七十七甲、養魚池一千四百八十七甲、其の他六千八百二十二甲である。而して道路河川は二十二萬六十一甲で山林原野は二百二十七萬七千六百九十九甲である。されば國有地の大部分は山林原野と云ふことが出來る。然るに民有地百十七萬九千三百六十四甲中、田は四十五萬三千九百九十五甲。畑は二十五萬七千五百十七甲、建物敷地は三萬八千五百三十七甲、養魚池は一萬九千六百九十五甲、山林は二十三萬三千六百三十甲、原野は二萬五千六百四十一甲、其の他は五萬三百四十九甲で大部分は田畑、山林である。[註(1)]

耕地は農業經營の中核體をなすものであるが、その耕地は官公民別に何如なる割合に所有され、且つ田畑別に何如なる相違を有するものであるか。官公民有別耕地面積を示せば次の如くである。[註(2)]

官公民有地別耕地面積

地種	田面積	割合	畑面積	割合	計	割合
官有地	三、八五五甲	〇・七三%	一〇、一六七甲	三・一〇%	一四、〇二三甲	
公有地	二、八七八	〇・五三	四、三五八	一・三四	七、二三六	
民有地	五三〇、八二六	九八・七五	三〇三、七九五	九五・四六	八三四、六二一	
計	五三七、五四九	一〇〇・〇〇	三一八、三一〇	一〇〇・〇〇	八五五、七九九	

かく耕地八十五萬五千七百六十九甲中、八十三萬四千六百十甲は民有地である。而して官有地は僅かに一萬四千二十二甲、公有地は七千百三十六甲に過ぎない。而して民有地は畑地に於ては九五・四六%を示してゐるが、田地に於てはより高率で九八・七五%に達してゐる。

第二項　山林原野既處分地

國有地では山林原野が大部分を占め、企業家が土地を獲得するに當つては、多く山林原野の拂下を受けてこれ

を開墾し、經營するを原則とする。而して山林原野二百二十七萬七千六百九十九甲は既處分地と未處分地とすることが出來る。既處分地は八十三萬九千二百五十六甲（內蕃地四十八萬七千三甲）であつて、その內譯を示せば次の如くである。

	行政區域番地	計	備考
各種許可地	六七、七六甲	九一、八〇四甲	豫約賣渡關係　二七、八九一甲 貸渡關係　三三、二三七 官有財產關係　九、四七〇 樟樹造林關係　二一、一〇六
各帝國大學	一三、〇三四	一二七、二四〇	東京　五六、〇三二 京都　六一、三五〇 臺北　六五三 其他　九、二〇七
蕃地所要林野保留決定地	一、九二三	四三、〇六九	四三、九九三
官行施行地	三四八、一〇三	三〇五、五一五	五五三、六一八　施業案編成區域　一六九、六五二 指定林野　三六五、五〇三 其他　一八、四六四
其他	二、四一〇	一、一九三	三、六〇三
合計	三五二、二五六	四八七、〇〇〇	八三九、二五六

第三項　山林原野未處分地

山林原野未處分地は百四十三萬八千四百四十三甲で大部分は蕃地に屬してゐる。これには保安林、要存置林野、

準要存置林野及び不要存置林野等になつてゐるがその面積は次の如くである。

	行政區域番地	計
保安林	五二、八六七甲	一三一、六九八甲
要存置林野	七一、六一一	六三六、六四六
準要存置林野	一七、八五六	一二三、一七七
不要存置林野	三六、二六七	一五〇、三八七
其他	四四、五九七	三九六、五三五
計	一二三、一九八	一、四三八、四四三

第四項　官有林野處分法別面積

産業が發達するに從ひ、官有林野の豫約拂下或は貸下等を出願する者が尠くない。政府は官有森林原野豫約賣渡、官有森林原野貸渡、國有財産法及び樟樹造林奬勵等の諸規則に依つて資力、經歷、起業方法等を審査し、事業の成功確實と認めらるゝ者には豫約賣渡、貸渡、所有權無償附與等を以て處分して來た。而して現在許可面積は次の如くである。(註3)

官有森林原野許可地面積（昭和十四年末現在）

拂下方法	許可面積	割合
	甲	%
臺灣官有森林原野豫約賣渡規則に依る豫約賣渡	三三、六六六・五〇一七	三・三〇
國有財産法に依る豫約賣渡	三三・九九三	〇・〇三
國有財産法に依る豫約貸付	三、八六六・〇三三八	三・七〇
樟樹造林奬勵規則に依る貸付	七、〇六五・四三〇〇	六・七七
臺灣官有森林原野貸渡規則に依る貸付	四三、四三五・八六五	四・六三

國有財産法に依る保安林準貸付	一七、三〇三・六三三	一六・五八
合　計	一〇四、三七〇・二六三六	一〇〇・〇〇
帝國大學演習林及基本財産林	二二七、二五〇・四〇五〇	

註（1）臺灣總督府內務局—熱帶産業調査會調査書
（2）臺灣總督府殖産局—耕地所有並經營狀況調査　二頁
（3）臺　灣　總　督　府—臺灣事情　昭和十七年度版　二九八頁

第三節　官有地處分法と特殊産業奬勵

官有地拂下並に利用法は植民地社會の生産並に分配に重要な關係を持ち、拂下面積、方法、價格が問題となる。而してこれらは土地開發と常に關聯せしめ、それを條件として行ふべきである。註(1)又この官有地を有用する場合にも國家、企業家及び農家を考量して六つの場合が考へられるのである。

第一項　官有地處分法註(2)

第一款　臺灣官有財産管理規則註(3)

官有財産（不動産、船舶、附屬物）は臺灣總督が管理處分する。官有財産は公用を妨げざる場合に限り、有償又は無償にて其の使用を許可することを得（第四條）。而して糖業、農業又は植林事業に直接附隨し、必要缺くべからずと認むる土地は隨意契約にて其の起業者に賣拂又は貸付することを得る（第六條）。開墾の爲土地の貸付を請ふ者あるときは無料にて貸付することが出來、全部成功後、其の成功地を事業者に賣拂又は貸付すべきことを豫約し、この場合、豫め賣拂代價又は貸付料を定める（第九條）。官有地の貸付は大體二十年間で、土地の貸付を受けたる者が一箇年內に事業に著手せざる時は契約を解除することが出來る（第十六條）。

第二款　臺灣官有森林原野豫約賣渡規則[註4]

臺灣官有森林原野及び産物特別處分令に依り開墾、牧畜又は植樹の爲森林原野を賣渡すときは總て豫約賣渡の方法に依る(第一條)。豫約賣渡すべき土地面積は開墾地百甲、牧畜地五百甲、植樹地五百甲で相當と認むる事由ある時にはこの限りにあらずとしてゐる(第二條)。而して豫約賣渡成功期間は許可日より起算し十年を超ゆることを得ずとしてゐる(第三條)。豫約賣渡を許可したる土地に付ては其の成功期間中貸付料を徴收し、貸付料は一箇年に付豫約賣渡地代金の百分の一以上とする。豫約賣渡を受けたる森林原野は許可を得ずして他人に讓渡し貸渡し、若くは擔保の目的に供することを得ず(第十七條)。

第三款　臺灣官有森林原野貸渡規則[註5]

官有森林原野の貸渡を受けんとする者は起業方法書及び實測設計圖を添附し、土地所轄地方廳に提出し、貸渡許可書の交附を受けたるときは其の四至境界に標杭を建設すべきである(第三條)。借地料は指定日迄に納付すべく若し納付せざる時は其の許可を取消すことにしてゐる(第四條)。貸渡を受ける官有森林原野は許可を得ずして他人に貸渡し又は使用の目的を變更することを得ず(第四條)。而して借受地を返納するときは返納期間後遲くも十日以內に返地屆を地方廳に差出し(第六條)、地形を變更した場合には原形に復し、森林原野に損害を與ふるときは賠償せねばならない(第九十條)。

第二項　特殊産業と官有地處分

第一款　特殊産業奬勵

臺灣には熱帶性特殊産物があり、臺灣總督府は特殊産業を保護奬勵してゐる。而してこれら特殊産業は資本家的企業を原則とするを以て、巨大面積の土地を必要とする。されば總督府は國際商品樟腦原料造林及び移出商品砂糖原料甘蔗栽培に對しては特に奬勵規則を設けて官有地を無償にて下附して來た。鳳梨、芭蕉及び茶等に對し

ては官有地處分上特に奬勵規則を設けず、土地無償下附等を請せざるも官有地下附出願に際しては一般豫約賣渡又は貸渡方法に依り、相當大面積を優先的に拂下してゐる。而して新興産業として登場せる規那、珈琲、煙草、サイザル等に對しても官有地處分上特殊の考慮を拂ひ奬勵せんとしてゐる。

第二款　糖業奬勵

總督府は明治三十五年六月律令第五號を以て糖業奬勵規則を公布し、甘蔗栽培のため、官有地の下附を受けんとする者には五十甲以內の面積を限り、無償貸付をなし、開墾成功後、無償にて土地の業主權を附與し、その發達を助成した。この糖業奬勵規則に依る官有地附與處分は明治三十五年乃至明治四十二年間に八十件一萬八十六甲にして、その後これが許可は皆無である。而して該規則に基き所有權を附與せる件數並に面積は明治三十八年乃至大正十二年間に七十四件七千五百七十甲にして、これを以て一段落を告げたる觀がある。斯く糖業に對する官有地無償下附は糖業の基礎を確立するために領臺初期に行はれた。

第三款　樟樹造林奬勵

總督府は明治三十二年專賣制度を施行し、原料確保上官行造林を開始する一方、民間造林を奬勵し、明治四十年律令を以て樟樹造林奬勵規則を設け、樟樹造林を目的として官有地の下附を出願する者には無償にて貸付し、全部造林成功後無償にて所有權を附與した。該規則に依り官有地の無償下附の豫約許可は明治四十一年乃至大正七年間に百七十六件、四萬五千八百八十一甲にして、その後は處分を見ない。然るに、民間造林は長期に亘り資金を固定し、特殊施業技術を要するを以て民間造林木としては一般的ならず、從つて昭和九年迄には所有權附與六十三件七千六百四十二甲、返地百一件一萬七千百九十二甲、現存許可十二件二萬千二百五甲である。

第四款　有用栽培植物奬勵

一　臺灣は珈琲栽培に適し、甲當二千斤と假定して二千甲の栽培面積を以て國內需要を充し得るとなし、花蓮港

に四百十二甲（內珈琲栽培三百七十四甲）、臺東に五百六十四甲（內珈琲栽培五百四十八甲）を許可した。

二　臺灣は規那栽培が可能であり、例へば高雄州では五百十七甲（內規那百九十七甲、保護林二百九十甲、杉造林三十甲）を豫約賣渡許可をなした。

三　總督府に煙草耕作を目的とする移民經營を計畫し、高雄三千六百十五甲、臺中四千五百甲、臺東一千六百九十五甲、花蓮港四百六十九甲、計一萬二百七十九甲を豫定して進行せしめてゐる。

四　臺灣にて「サイザル」產業に官有地處分を行つたのは臺灣纖維株式會社に對し高雄州恒春郡下二十四件約一千四百三十七甲（內サイザル五百四十六甲）で最近官有地貸渡の出願を見るに至つた。

註（1）上原轍三郎—殖民地として觀たる南洋群島の研究　三三頁

（2）臺灣總督府內務局地理課—官有地、處分に關する法令

（3）明治三十五年三月二十四日、勅令、第三九號

（4）明治四十四年九月六日、府令、第六十四號

（5）明治二十九年十月十日、府令、第四十七號

第四節　民有地買收法と社有地買收

第一項　民有地買收法

臺灣總督府は極めて溫健に土地政策をとり、先づ土地を調查し、封建的土地制度を解體し、原住民より土地を取得せずして反つて土地所有權を確立し、土地の享有と取引を安全且つ確實にし、所有權の移行を合理化した。而して總督府は資本家的に企業に基き臺灣を經濟的に開發せんとし、資本主義的企業を設立するに當つては、大面積の土地を集團的に買收するを要し、從つてこの土地買收は決して容易ではなかつた。即ち本島人は稠密人口で文化程度は比較的高く、內地人の進出を欲せず、資本家は多數の地主から零細地を買ひ集めて集團地となさねばな

らず、地主は足下を見て高價を要求する場合が少くなかつた。されば總督府は內地系資本家の土地買收に對しては種々苦心をなし、諸種の援助を與へた。而して明治四十年代は資本進出時代なるを以て政府も極力援助したが、資本主義が發達するに從ひ、強制的取引は自由的取引となり、資本家は資本力を以て純然たる經濟的取引を行ふに至つた。乍併、資本家は合法的に土地を買收し得たるも、土地を買收して企業を勃興せしむることは他面地價を昇騰せしむることになり、原住地主は地價騰貴に依る不勞所得を不合理な消費經濟へ移行せしむる者少くなかつた。資本家は地價の騰貴に惱され、土地買收に困難を生じ、新興會社は殆んど土地買收が不可能となつた。

第二項　耕地賣買價格

植民者が土地を獲得し、企業を經營するに當つては民有地を多數の地主から買收して集團農場としなければならない。拓殖企業家は本源的土地投資が巨額を要するを以て企業經營上欲せざるも原料確保上已むを得ざるところである。然らば、臺灣に於ける耕地賣買價格は幾何であるか、勿論、耕地價格は時期、地域、地目に依り異ならざるを得ない。臺灣に於て田畑平均價格は如何なる變動を辿つてゐるか。明治三十六年至乃昭和十五年間に於ける甲當賣買價格並にその指數（明治三十六年を基數）を示せば次の如くである。(註1)

田畑價格（全島平均）

年次別	田地價格	田地指數	畑地價格	畑地指數
明治三六年	四二九円	一〇〇円	一〇〇	一〇〇円
大正四年	六五一	一五二	一五六	一五六
大正九年	二、六四五	六一七	一、一〇七	一、一〇七
大正十五年	一、九八〇	四六二	六六九	六六九
昭和五年	二、四三五	五六八	九〇八	九〇八

昭和十年	二、三九六	五五九	一、〇六四	一、〇六四
昭和十五年	三、八〇四	八八七	一、八九〇	一、八九〇

かく田畑價格は田地價格が畑地價格より著しく高價格であり、畑地價格は田地價格より騰貴率が大である。從つて畑地價格は田地價格に漸次接近し、明治三十六年には田地は畑地の四・二九倍であつたが、大正四年には四・一七倍、大正九年には二・三九倍、大正十五年には二・九六倍、昭和五年には二・六八倍、昭和十五年には二・二五倍、昭和十五年には二・〇二倍に減少してゐる。

地域別田地を見るに、臺北と新竹は最初より高價であり、臺中と高雄とは騰貴率が大であり、臺南、臺東、花蓮港は比較的價格が低廉である。されば、內地人は最初より北部の水田への進出は困難であり、後には臺中及び高雄も困難となつてゐる。畑地價格は田地價格より遙かに安く、就中、臺中及び高雄は顯著な騰貴を示してゐる。

兩期作田は單期作田より著しく高價で臺中及び高雄では二倍に達し、且つ變化性に富んでゐる。茶園は北部に偏し、中南部に於ては普通畑と茶園は比較し得なかつたが、臺北に於ては普通畑は茶園より著しく高く、新竹に於ては兩者とも低廉である。[註(2)] 高雄市附近は全島中土地騰貴が最も顯著な地方である。この地方に於ける最近十年間の中等田畑價格の騰貴率を見るに、兩期作田六倍弱、第一期作田五倍弱、第二期作田五倍強、普通畑十倍強、蔬菜園九倍弱、山畑八倍弱で畑地の騰貴率が大である。されば臺灣工業化に當り、工業中心地たる高雄に於ては土地獲得が極めて困難である。[註(3)]

第三項　製糖會社と社有地獲得形態

製糖會社は最大土地所有者であり、內地人所有地は大部分が製糖會社々有地と稱することが出來る。然らば、製糖會社は如何にして土地を獲得したか。製糖會社は社有地を獲得するに當つては相當苦心し、その調査は極め

て困難である。こゝに網羅的ではないが、代表的製糖會社の土地獲得狀態に就き述べることにする。[註(4)]

第一款　社有地取得期

製糖會社は明治、大正、昭和時代に幾何の土地を所有してゐるか。製糖會社は土地を獲得し、工場委讓に依り社有地を賣却する場合もある。三大製糖會社の各時代に於ける社有地の增減狀態を示すと次の如くである。

社有地獲得度

製糖會社	明治時代		大正時代		昭和時代		計
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	
第一製糖會社	三九・六八 甲	二・八 %	二、三八六・一七 甲	一三・九五 %	一四、三三四・六三 甲	八三・七 %	一七、二〇・六八 甲
第二製糖會社	三三・〇〇	七・八一	四三三・〇〇	三〇・七三	五七一・〇〇	四一・四七	一、三七・〇〇
第三製糖會社	二、八六一・九六	一六・三三	一五、一五七・八九	八六・四七	一四、四一四・六二 (一)	四〇・〇三 (一) 二・八〇	一七、五三八・六三
計	三、六三四・六四	一〇・〇九	一七、九六七・〇六	四九・八九	一四、四一四・六二 (一)	四〇・〇三 (一) 二・八〇	三六、〇一六・三一

かく製糖會社は各社にて土地獲得期を異にし、第一製糖會社は昭和時代が多く、第二製糖會社は總獲得が狹小で三期に亘り取得し、第三製糖會社は大部分大正時代に買收し、昭和時代には減少さえしてゐる。而して三製糖會社を通觀するに、獲得面積は大正、昭和、明治の順序である。昭和時代に社有地が增加を示せるは會社の合併に依る場合が多いのである。

第二款　官民有地取得割合

製糖會社は官有地を拂下げ、民有地を買收して社有地となしてゐる。而して製糖會社蔗作地帶は平地にて田畑が多きを以て、官有地拂下より民有地買收が多い傾向にある。勿論、製糖會社が官民有地を取得せる割合は各社異ならざるを得ないが、某製糖會社々有地三千三百三十四甲に就き官民有地取得割合を示せば次の如くである。

製糖會社官民有地取得割合

官民有地	田	畑	其他	計	割合
官有地	八二甲	一五甲	二五三甲	三五〇甲	一〇・五〇%
民有地	七六九	一、三一九	一四二	二、二三一	六六・九二
其他	一四	八	七三〇	七五三	二二・五八
計	八六五	一、三四二	一、一二五	三、三三四	一〇〇・〇〇

かく社有地三千三百三十四甲中、民有地買收は六六・九二%であつて大部分田畑、就中畑地が主要部分を占めてゐる。然るに官有地拂下は僅かに一〇・五〇%に過ぎず、而もこのうち田畑は極めて僅少部分を占むるに過ぎない。

第三款　社有地買收價格

製糖會社は多數地主から土地を買ひ集めて集團農場としなければならない。然らば、製糖會社は幾何の地主より如何なる價格を以て土地を買收し、その土地は現在どの位騰貴してゐるか。臺灣中部地方は稻作地帶であり、土地獲得は最も困難とされ、地價も最高を示せる地方である。この地帶に於ける某製糖會社は社有地を何如なる價格にて如何にして獲得してゐるか。該製糖會社は明治、大正、昭和時代に何人から幾何の土地をどの位にて買收し、その社有地が現在幾何になつて居り、地價增加額は幾何であるかを示せば次の如くである。

社有地買收價額

時期	元所有者數	買收面積	買收價額	現在價額	增價額
明治時代	二三人	三八二・〇〇甲	三五七、六八〇円	二、〇六四、八〇〇円	一、七〇七、一二〇円
大正時代	三三	四一六・〇〇	四〇五、一二六	七三一、二〇四	三二七、〇七八

昭和時代	二四	五七一・〇〇	六三三、四五三	九一九、五五五	二九六、一〇三	
計	六六	一、三七〇・〇〇	一、三八六、三一九	三、七一六、五五九	二、三三〇、三四〇	

該製糖會社は約七十名の地主（大部分本島人）から千三百七十甲を買收せるを以て、平均各地主から約二十甲宛買ひ集めてゐる。社有地買收價格は時期、地域、地目、地質に依り著しく異なり、甲當約二百圓乃至九千圓で平均七百圓である。これら社有地は一般社會的變化、土地改良等に基き騰貴し、最近では甲當約五百圓乃至一萬五千圓で平均五千圓に達してゐる。

第四款　社有地經營形態

製糖會社は社有地を獲得して農場を直營するを原則としてゐるが、獲得地の立地如何に依つてはこれを農民に貸與し、小作契約を通じて原料を獲得する。この直營地と出蹼地の割合は製糖會社に依り、更に各工場に依り異ならざるを得ない。某製糖會社社有地經營形態を示せば次の如くである。

製糖會社社有地經營形態

工場別	自營農場				出蹼地				合計
	田	畑	其他	計	割合	田	畑	其他	計	割合	
第一工場	三〇五・五三甲	三三四・七五	—	五三〇・二六甲	四〇・五五%	四一八・五〇甲	一三三・一八甲	七七七・五五	五九・四五%	一、三〇七・八三甲
第二工場	一四九・五九	二九〇・九七	二・二四	四四二・九〇	八四・二	三八・一四	四四・一三	〇・七七	八三・〇三	一五・七九	五二五・九三
第三工場	九〇・七三	一二三・三五	—	二一四・〇八	六六・〇〇	二五・二七	七五・〇三	一一〇・三〇	二一四・〇〇	三四・二八	三二八・〇八
第四工場	一七・八四	七九・五七	五一・一六	八三八・五七	九九・四〇	—	五・〇九	五・〇九	〇・六〇	八四三・六六
計	五六三・六九	一、四〇八・六四	五三・四〇	二、三五・八三	六七・四九	四九一・九一	二四七・四三	九七五・九七	三、六六四・〇一	一〇〇

かく社有地は各工場に依り三百甲乃至千三百甲であり、直營農場も四〇%乃至九九%に亘り、社有三千甲中直營農場六七・四九%、出蹼地三二・五一%である。

註（1）臺灣銀行調査
（2）臺灣總督府殖産局―耕地賃貸經濟調査　昭和十四年
（3）高雄市役所實地調査
（4）製糖會社實地調査

第五節　內地人耕地所有と所有進出性格

第一項　種族別土地所有狀態

資本家は農企業を經營するに當り、先づ第一に土地を獲得せねばならない。即ち本源的土地投資を行ふにあらざれば安全に企業を經營するを得ない。然るに、臺灣には平地には本島人が頗る多く、極めて稠密人口であり、山地には高砂族が居住してゐる。斯る稠密人口地帶に對して內地人は如何なる程度に土地を所有し得てゐるか。即ち種族別土地所有關係を分析することは農業政策を理解するに必要なるばかりでなく、栽植企業構造を研究するには不可缺の要件である。即ち栽植企業は土地所有の如何に依り、全面的に經營形態を異にするに至るものである。然らば、內地人、本島人、高砂族及び外國人は如何なる程度に耕地を所有してゐるか。臺灣民有耕地總面積八十三萬四千六百十甲歩の種族別所有關係を示せば次の如くである。註(1)

種族別耕地所有關係

種族別	耕地面積	割合	種族別	耕地面積	割合
內地人	一一〇、九四三甲	一三・二九%	本島人	七一一、五七五甲	八五・二六%
高砂族	一二、〇四七	一・四四	外國人	四五	〇・〇一
計	八三四、六一〇	一〇〇・〇〇			

かく內地人は一三・二一九%、本島人は八五・二六%を所有し、臺灣の耕地は近代的開拓者たる內地人と原住農耕者たる本島人とが分割所有してゐる。かくて內地人は基本的生産手段としての耕地を十一萬九百四十三甲所有しその總耕地に對する割合は一三・二一九%である。

第二項　地域別內地人土地所有

臺灣に於て內地人は如何なる地方で土地を所有してゐるか。內地人土地所有は全島的分散性を有し、全島二百七十四市街庄（澎湖島除外）中、內地人土地所有が存在する市街庄は實に二百五十四に達し、僅かに二十市街庄に內地人土地所有が存在しないに過ぎない。乍併、內地人土地所有面積は決して全島一樣ではなく、地域的に顯著なる差異がある。[註(2)]今州廳別內地人土地所有狀態を示せば次の如くである。

州廳別內地人土地所有狀態

地域別	總市街庄數	內地人土地所有市街庄數	內地人所有面積	總所有面積	內地人所有割合
臺北州	三九	三四	五、〇四四甲	九三、六二八甲	五・三九%
新竹州	四三	三七	四、一一八	一四七、五九四	一一・七九
臺中州	五九	五四	一七、五四七	一六〇、二三二	一〇・九五
臺南州	六八	六四	四一、八九九	二六五、一二八	一五・八〇
高雄州	四五	四五	二九、一四七	一二四、五〇六	二三・四一
臺東廳	一一	一〇	三、五七〇	一五、〇〇九	二三・八五
花蓮港廳	九	九	九、六〇二	二〇、九一七	四五・九一

かく內地人土地所有面積が多きは臺中、臺南及び高雄三州であつて、內地人所有面積の耕地面積に對する割合は北部は極めて少く、臺北は五・三九%、新竹は一一・七九%に過ぎず、中部の臺中は一〇・九五%であり、南部では臺南が一五・八〇%、高雄が二三・四一%である。然るに東部では臺東が二三・八五%、花蓮港が四五・九一%の

高率を示してゐる。かく北部に少きは地價が高く、熱帶產業的性格を有せざるに反し、中部は優良地があり、南部は熱帶產業に適し、且つ開發餘地があり、地價も比較的低廉なりしにも依る。東部は本島人が少く、人口稀薄にして開發が遲れたに由來する。

第三項　內地人所有地集積地帶

然らば內地人所有地は如何なる方面に集中してゐるか。最も內地人大土地所有が存在するは臺南州にして高雄州之に次ぎ、臺中、花蓮港、臺東にも相當集積し、臺北州及び新竹州は最も分散的である。今市郡を單位とし、集積度を考察するに、五千甲以上八、千甲乃至五千甲二十一、五百甲乃至千甲八、五百甲以下二十三である。而して臺南州は嘉義、北港、東石の三郡、高雄州は鳳山、屏東、潮州の三郡、臺中州は北斗郡、花蓮港廳は鳳林郡である。千甲乃至五千甲は臺南州七郡、高雄州四郡、臺中州四郡、臺北州二郡、臺東廳二郡、新竹州一郡、花蓮港廳一郡である。

次に街庄單位として內地人の土地所有狀態を考察するに、所有面積別街庄數は千甲以上三十七、五百甲乃至千甲三十二、百甲乃至五百甲七十一、百甲以下百十四である。而して千甲以上街庄は臺南州が十五、高雄州が十二、花蓮港廳が四、臺中州が三、臺北州が二、新竹州が二、臺東廳が一である。

內地人大土地所有分布圖

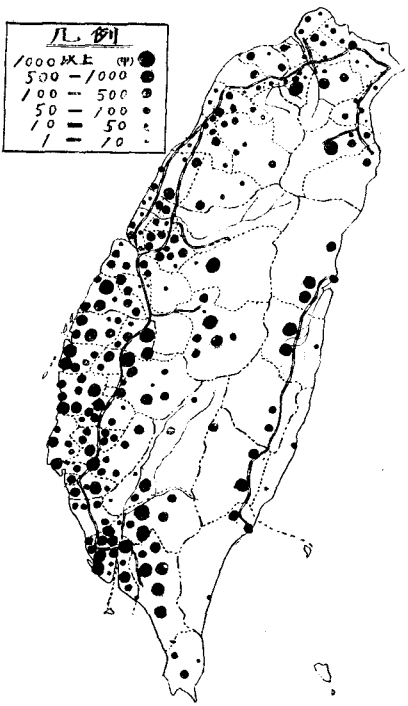

第四項　內地人進出耕地

然らば內地人は田畑に如何なる割合に進出してゐるか。內地人田畑所有關係は田が五萬三千九百六十五甲、畑が五萬六千九百七十七甲で略々等しいが、全島田畑總面積に對する割合は田が一〇・一七%、畑が一八・七六%で相對的には畑地に著しく進出してゐることになる。各地に於ける田畑別進出狀態を示せば次の如くである。(3)

內地人田畑所有狀態

州廳別	內地人所有田	田地總面積	割合	內地人所有畑	畑總面積	割合
臺北州	一、九二七甲	五八、七七〇甲	三・二八%	三、一一七甲	三四、八五七甲	八・九四%
新竹州	一、〇一四	八七、一九〇	一・一六	三、一〇三	六〇、四〇四	五・一四
臺中州	八、六二二	一〇四、八八二	八・二二	八、九二七	五五、三五〇	一六・一三
臺南州	二六、六六八	一八八、七五一	一四・一三	一五、二三一	七六、三七六	一九・九四
高雄州	二二、一五六	七三、三九七	一六・五六	一六、九九一	五一、一〇八	三三・二五
臺東廳	七八一	七、二八五	一〇・七三	二、七九七	七、七二四	三六・二二
花蓮港廳	二、七九五	一〇、五三八	二六・五三	六、八〇七	一〇、三七九	六五・五八

かく田地への進出は臺南、高雄、臺東、花蓮港が顯著であり、五萬三千九百六十五甲中、二萬六千六百六十八甲即ち約半分は臺南州で占めてゐる。而して田地には兩期作田と單期作田があり、各州廳別兩單期作田割合を見るに、單期作田は臺北が七・六四%、新竹が二・一五%、臺中が四・四六%、臺南が八八・一一%、高雄が三九・八〇%、臺東が一一・二五%、花蓮港が八・五八%である。(4)故に臺南州及び高雄州の內地人所有田は大部分單期作田と推定さる。新式製糖會社耕地所有狀態も田兩期作田一萬五百九十六甲、田單期作は二萬九十二甲、畑四萬五千四百三十三甲計七萬六千百二十一甲になつてゐる。

かく本島人は土地生産性に基き兩期作田、單期作田、畑地、山林等の順序に執着力を有し、從つて前者程強力な所有權が嚴として存し、地價も高額である。然るに、熱帶農企業は地目性より地域性に支配され、畑地、山林等を經營地とする場合が少くない。勿論、水田に進出して稻作と競爭をなす場合もあるが、水田にても單期作田が相剋關係が弱く、更に畑地は競爭作物も弱く、原野山林に進出して畑地を造成する場合も少くない。されば內地人は栽培作物關係及び土地所有關係等より原住民が低度開發に殘した、即ち原住民の資本と技術とを以てしては開發も耕作も不可能な限界地への進出とならざるを得ないのである。即ち內地人所有地は一般に生產性が低位と見るべきではなく、資本と技術とを以て自然を克服し新生產手段を造成せるを以て技術構成が高度である。[註(5)]

註（1）臺灣總督府殖產局—耕地所有並經營狀況調查　二—三頁
（2）臺灣總督府殖產局—前揭書　三頁
（3）臺灣總督府殖產局—前揭書　三頁
（4）臺灣總督府殖產局—臺灣農業年報　昭和十五年版　一二頁
（5）川野重任—「臺灣に於ける內地人の土地所有」（農業と經濟、第八卷第十號參照）

第六節　內地系會社の土地所有と管理形態

第一項　內地人土地所有階級

然らば、內地人土地所有階級は會社或は個人が如何なる割合にあり、幾何の面積を所有してゐるか。土地支配權は如何なる程度に內地人殊にその資本家に歸せるやを見なければならない。昭和十六年二月比較的大土地所有が存在する臺北州五街庄、新竹州八街庄、臺中州十四街庄、臺南二十二街庄、高雄州九街庄、臺東廳六街庄、花蓮港廳四街庄計六十八街庄に於ける內地人土地所有關係に就き調査せるに、その面積は七萬一千百二十九甲にして所有者別面積を示せば次の如くである。但し、製糖會社、臺灣拓殖等は各地に土地を所有せるを以て、その合

計面積（全面積にあらず）を一括して示すことにする。[註(1)]

製糖會社三萬九千九百七十九甲（大日本製糖五千百二十八甲、明治製糖五千五十九甲、臺灣製糖一萬二千五百二十一甲、鹽水港製糖五千百二十七甲、帝國製糖千百八甲、臺東製糖八千八百五十二甲、三五公司源成農場二千百八十四甲）、製茶會社一萬二千九百七十四甲（三井拓殖農林一萬一千九百六十七甲、持木商會八百七十二甲、三庄製茶百三十五甲）、臺灣拓殖株式會社三千六百七十六甲、臺灣合同鳳梨株式會社千五百十九甲、農企業會社一萬八百八十四甲（三井物産百十六甲、日本拓殖農林五十甲、臺灣化成工業二十三甲、神原殖産四十三甲、蓬萊拓殖百二十七甲、臺灣農事四百五十甲、小川香料三十甲、海豐農事三百五十甲、臺東土地建築百十二甲、杉原産業千三百九十四甲、臺東興發二千百九甲、臺東殖産二百七十甲、瀨川農場三百五十五甲、赤司農場二百八十五甲、臺東澱粉六十四甲、星規那産業二千九百七甲、臺東デリス百六十六甲、臺灣農産工業六百九十甲、臺東振興四百甲、臺東神社四十二甲、花蓮港神社九十三甲、吉野・豐田・林田三神社百十三甲、木村珈琲店五百甲、永廣堂百九十五甲）、個人所有地二千九十七甲（高城長七六百三十七甲、松本眞一四百三十八甲、山田二郎二百五十五甲、稻垣重雄百七十三甲、大本米吉百四十一甲、津田竹雄九十四甲、藤井源吉六十甲、座間味浦戶四十一甲、田村作太郎三十七甲、中野十郎三十五甲、林增太郎二十八甲、淺井眞太郎二十七甲、大谷光瑞二十四甲、後藤千代次郎二十三甲、高羽眞男二十二甲、五十嵐榮次郎二十二甲、吉村佐平二十一甲、佐藤豐十九甲）である。

かく內地人土地獲得者は會社と個人とにより著しく異なり、會社は各地に分散して相當面積を所有する。就中大土地を所有するは臺灣拓殖株式會社、製藤會社、三井拓殖農業株式會社、臺灣合同鳳梨株式會社、杉原産業株式會社、臺東興發株式會社、星規那産業株式會社等である。個人所有面積は三十甲乃至數十甲が多く、百甲以上は稀である。

第二項　內地人田畑山林原野進出度

然らば內地人土地所有者は田畑山林原野に如何に進出してゐるか。この進出度は各企業者に依り異ならざるを得ない。勿論、先づ土地を獲得して栽培作物を決定する場合もあるが、特殊會社にあつては栽培作物は確定せるを以て、自己の栽培作物を基礎として土地を獲得する。從つて、各土地所有者は支配的地目を異にしてゐる。今調査せる內地人土地所有者中に於て田、畑、山林原野等が明確なものに就き地目別所有狀態を示せば次の如くである。

地目別內地人所有面積

所有者	田	畑	山林原野	雜	計
製糖會社	一二、九八四甲	一六、五八四甲	五、五〇〇甲	四六四甲	三五、五三〇甲
製茶會社	二五二	四、二五九	八、四五九	四	一二、九七四
臺灣拓殖株式會社	一、五九〇	四八一	—	一八	二、〇八九
鳳梨株式會社	一〇	一、四〇三	一〇三	三	一、五一九
農企業會社	七五一	一、〇八九	三、六六一	三	五、五〇四
個人所有地	一七五	一、三七八	三一三	—	一、八六六
合計	一五、七六二	二五、六九四	一八、〇三六	八九二	五九、四八二

かく臺灣拓殖株式會社は政府讓渡地なるを以て田地が大部分を占め、製糖會社は畑地が多く、且つ水田にも相當進出し、山林原野は割合僅少である。然るに、鳳梨會社は殆んど畑地に集中し、製茶會社は山林原野が多く、畑地も網羅的に相當面積を占めてゐる。一般農企業會社及び個人所有地は田、畑、山林原野の順序になつてゐる。山林原野は獨占性が大である。

第三項　內地人土地獲得形態

內地人土地所有者は如何なる方法にて土地を獲得したか。官有地取得法には種々あらうが、こゝには一括して

官有地拂下、民有地買收及び拂下買收の三方法に分ち考察すれば次の如くである。

土地獲得別面積

土地所有者	拂下	割合	買收	割合	拂下買收	割合	計	割合
製糖會社	六、六九三甲	一七・二六	一八、〇五三甲	四六・五五	一四、〇二四甲	三六・一九	三八、七七九甲	一〇〇・〇〇
製茶會社	六、六六六	五一・三八	三、三三三	二五・九三	二、九四五	二三・七〇	一二、九七四	一〇〇・〇〇
臺灣拓殖株式會社	三、五九	一〇〇・〇〇	—	—	—	—	三、五八九	一〇〇・〇〇
鳳梨株式會社	五〇	三八・四四	一八〇	一三・八五	七四九	五九・三二	一、五一九	一〇〇・〇〇
農企業會社	九、六三	八九・五九	一、〇〇八	九・五八	一一三	一・〇三	一〇、八四三	一〇〇・〇〇
個人所有地	一、五七	七五・六五	五一〇	二四・三三	—	—	二、〇九七	一〇〇・〇〇
合計	二八、八一六	四一・二六	二三、一四四	三三・一六	一七、四〇〇	二五・五六	六九、八〇〇	一〇〇・〇〇

かく內地人土地獲得法は官有地拂下が四一・二六%、民有地買收が三三・一六%、拂下買收が二五・五六%になつてゐる。臺灣拓殖株式會社は政府より讓受け、製糖會社は田畑を要すること多く、官有地少きを以て實力を以て買收し、鳳梨會社と製茶會社は拂下と買收を併用し、一般農企業會社と個人とは拂下に依存することが大である。

第四項　所有地經營形態

然らば、內地人所有地は如何なる經營形態にて如何なる作物を栽培經營してゐるか。而して經營主體と經營形態と栽培作物とは如何なる關聯性があるか。所有者別自營、小作、自小作並に栽培作物を示せば次の如くである。

內地人所有地經營並栽培作物

所有者	小作	自作	小作並自作	計	栽培作物 主作物	栽培作物 副作物

製糖會社	六、三三八	甲	二三、六九二	甲	一八、三三	甲	三八、三六一	甲	甘蔗（大部直營、一部分小作）	水稻、甘藷、落花生、黃麻（大部分小作）一部分三年輪作
製茶會社	三、二九五		九、六七九		—		二三、九七四		茶（直營）	浩林（直營）稻、芭蕉、甘藷（小作）
鳳梨會社	五九四		九二四		—		一、五一八		鳳梨（直營）	甘蔗、水稻、芭蕉（小作）
臺灣拓殖株式會社	二、〇九〇		—		一、五〇〇		三、五九〇		水稻、豆類、甘蔗、甘藷、落花生（小作）デリス（直營）	
農企業會社	九〇〇		八、四〇六		一、四三九		一〇、七五二		茶、ゴム、香水茅、デリス、柑橘、槟榔、桐、珈琲（直營）水稻、キヤツサバ、落花生、甘藷（小作）	
個人所有地	一、三六四		六七一		三		二、〇五七		茶、果樹（直營）甘蔗、水稻、芭蕉（小作）	
合計	一三、五八二		三三、三七二		二一、三九三		六八、三四五			

かく製糖會社、製茶會社、鳳梨會社は自營型單一耕作であり、雜作を小作經營してゐる。臺灣拓殖は小作型多種耕作であり、新興作物デリスを直營となしてゐる。一般農企業會社並に個人は一貫作業化せる場合もあれば、原料生産農場の場合もある。栽培作物より經營體により經營形態を異にする傾向が大である。大體、自營は四八・九〇%、小作は一九・九〇%、自小作は三一・二〇%で過半は自營である。小作經營に於ても單なる地代を取得するためでなく、自然的並に社會的條件に制約され、小作契約を通して原料を確保するを經濟的に有利とする場合が少くない。臺灣に於ては農企業を經營する目的を以て土地を獲得するもので經營と所有が密接に結合し、資本開拓型機能地主的性格を有し、本源的土地所有は農企業經營の前提であり、一構成要素としての役割を有するも

のである。

註（1）昭和十六年二月街庄役場間合調査